

【提出先】内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 消費者庁長官、消費者委員会委員長、財務大臣

2018 年 1 月 29 日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会  
代表理事（共同代表） 岩岡 宏保  
代表理事（共同代表） 長田 三紀  
代表理事（共同代表） 浦郷 由季

### 地方消費者行政における財政支援に関する意見

消費者の安全・安心を確保するために、消費者にとって最も身近な地方消費者行政の充実と強化は必須です。この間自治体消費者行政は、消費者庁による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきました。一方で、この交付金措置が一区切りを迎えようとする中、消費者庁の平成 30 年度予算案によれば、後継交付金が概算要求通りに確保できない状況となりました。

仮に地方消費者行政が後退すれば、地域の消費者に対して大きな影響が及びます。そこで全国消団連では、住民に身近な自治体消費者行政が現行を維持できるのか、都道府県の消費者政策部署がどのように考えているかを調査するために、次年度事業・予算（交付金関連）に関するアンケートを実施しました。

各都道府県からいただいた回答を踏まえ、以下の意見を申し述べます。

1．消費者庁は今回の交付金減額が自治体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成 30 年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てしてください。

各自治体が平成 30 年度の交付金を活用して行う予定だった事業のうち、今回の交付金減額により削減・中止となる可能性のある事業（相談、消費者教育、広報啓発、消費者団体支援等）について消費者庁としてまず把握してください。また、これらの事業が削減・中止となり、地方消費者行政が後退することがあってはなりません。今回、自治体が申請した額は原則として確保されるべきであり、国は平成 30 年度補正予算で手当をしてください。

2．消費者庁は、平成 31 年度交付金を少なくとも平成 29 年度までの水準で確保してください。

平成 31 年度交付金について、消費者庁は少なくとも平成 29 年度までの水準

で確保することと、調整状況を早期に自治体をはじめとする関係者に明らかにすることを求めます。今回の調整結果の自治体への周知が遅かったことで、次年度の事業実施について影響が生じていることが弊会アンケート結果からも伺えます。また、事業のうち仮に消費者団体への委託事業削減などの事態になれば、自治体だけでなく消費者団体の次年度事業にも大きな影響が及びます。こうした事態にならないよう、平成 31 年度交付金については本予算で一定の水準を確保することを求めます。

3．国は地方消費者行政に対する恒久的な財政支援を引き続き検討してください。

自治体の行財政改革で財政の縮減が行われる中、自治体における消費者行政予算の自主財源化は実態的に進んでおらず、消費者行政部局の新規事業は交付金等に依拠せざるを得ない事情が現場では固定化しています。地方交付税の基準財政需要額の引き上げを根拠とした自主財源化措置が自治体内の予算確保に結び付いていない中で、地方消費者行政の自主財源化についての国としての展望を示してください。また、自治体における消費者行政部門の位置づけを高めることが重要ですが、消費者団体としてこの働きかけを行う上でも、自治体ごとの消費者行政に係る地方交付税の基準財政需要額と、自主財源による予算の額を明らかにしてください。

地方自治体が消費者相談を受け、相談情報を PIO-NET に登録したり、重大事故情報を消費者庁に通知したり、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて、国民全体に及ぶものであり、国の消費者行政につながっていると言えます。こうした点を踏まえ、自治体の上記のような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討してください。

以上